

第1章 策定の概要

第1節 策定の趣旨

第2節 本計画の位置付け

第3節 計画期間

第4節 策定体制

第5節 対象となる文化の範囲

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料

第 1 章

策定の概要

第 1 節 策定の趣旨

文化芸術は、私たちの心のありようからその創りあげるものに至るまで、日常生活に深く根ざしており、安らぎと潤いをもたらす、創造性と表現力を高めるものとして重要な意義を持ちます。また、文化芸術を通して人々が集い、語り合うことによって、互いを理解して尊重し、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与します。

さらに、文化芸術活動から生み出される新たな需要や高い付加価値は、経済や産業の発展にも貢献してきました。こうした文化芸術が持つ価値は、平成 29 年の「文化芸術基本法」改正により、「本質的価値(*1)」と「社会的・経済的価値(*2)」として示されました。

本市では、文化芸術の重要性を踏まえ、令和 4 年に制定された「丸亀市文化芸術基本条例」において、社会の変化や時代の流れに左右されることなく、将来にわたって文化芸術を推進することとしています。

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、社会環境や市民ニーズの変化への対応が不可欠です。このことから、上位計画である「丸亀市総合計画(*3)」策定を踏まえ、「**第二次丸亀市文化芸術基本計画**」を新たに策定することといたしました。

(*1) 本質的価値

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
 - ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの
- (平成 30 年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第 1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

(*2) 社会的・経済的価値

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの
 - ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの
 - ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの
 - ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの
- (平成 30 年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第 1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

(*3) 丸亀市総合計画

本市におけるまちづくりの理念を示した計画。

■ 「第二次丸亀市文化芸術基本計画」策定までの歩み

時期	内容
平成 17 年 (2005 年)	国の「文化芸術振興基本法」などを背景として、「丸亀市文化振興条例」を制定
平成 18 年 (2006 年)	条例に基づき「丸亀市文化振興基本計画」を策定
平成 29 年 (2017 年)	「第 2 次丸亀市文化振興基本計画」を策定
令和 4 年 (2022 年)	国の「文化芸術基本法」などを背景として、「丸亀市文化振興条例」を「丸亀市文化芸術基本条例」に改正
令和 4 年 (2022 年)	「丸亀市文化芸術基本計画」を策定
令和 8 年 (2026 年)	「第二次丸亀市文化芸術基本計画」を策定 本計画

第 2 節 本計画の位置付け

本計画は、「丸亀市文化芸術基本条例」第 6 条(*1)に規定された基本計画です。上位計画である「丸亀市総合計画」の下に位置付けられる分野別計画の一つであり、「丸亀市教育大綱 (*2)」における文化関連施策を具体的に推進するための計画となります。

また、各施策の効果的な推進のため、本市の福祉、教育、生涯学習、まちづくり、国際交流、観光、産業等の分野別計画と連携し、整合性を図ることとしています。

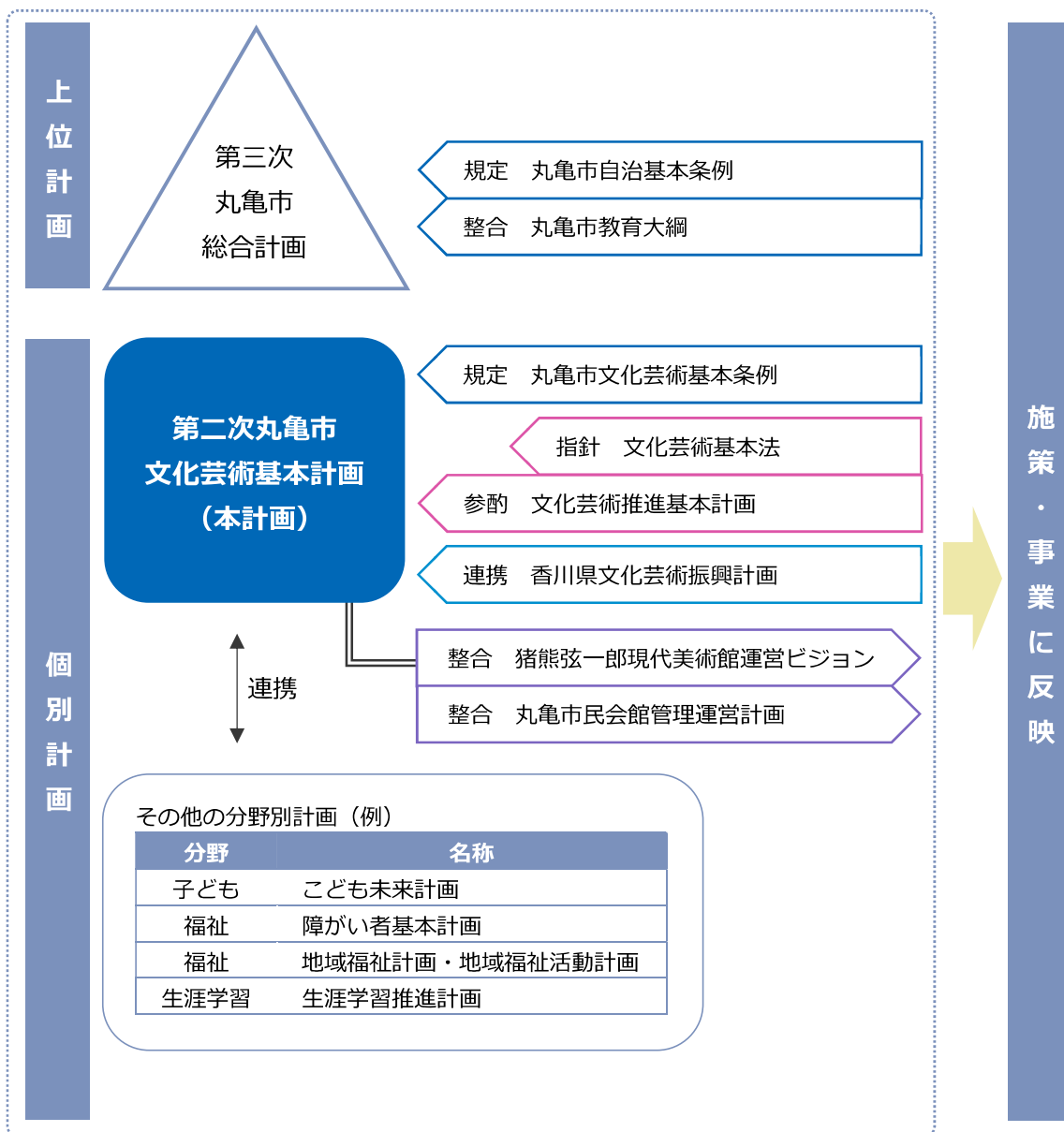
(*1) 丸亀市文化芸術基本条例第 6 条（抜粋）

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画を定めなければならない。

(*2) 丸亀市教育大綱

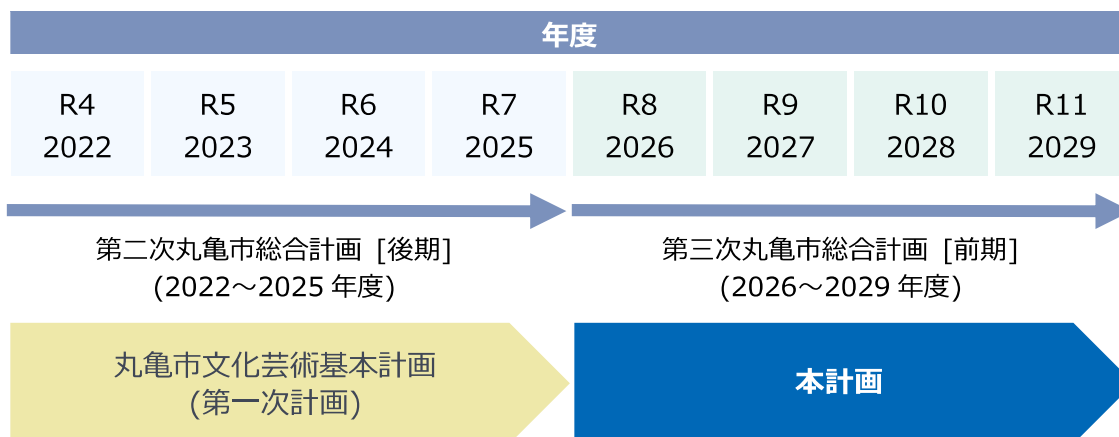
教育基本法に規定される基本的な方針を踏まえ、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方向性を定めたもの。

■本計画の位置付けのイメージ



第3節 計画期間

本計画の期間は、上位計画である「総合計画」との整合性を図るため、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。



第4節 策定体制

本計画の策定にあたっては、丸亀市文化芸術推進審議会や教育委員会、関係各課からの意見に加え、市民アンケート調査結果等により、多角的な視点を取り入れ、策定を行います。

■丸亀市文化芸術推進審議会による審議

「丸亀市文化芸術基本条例」第7条2(*1)に基づき設置する審議会は、学識経験者、文化芸術団体、教育事業者、地域の子育て関係団体など、文化芸術の推進に関わる各分野で豊富な経験を持つ委員で構成され、専門的な見地から検討・審議を行い、答申を計画に反映します。

(*1) 丸亀市文化芸術基本条例第7条2（抜粋）

市は、法第37条の規定に基づき、次に掲げる事項を調査及び審査するため、丸亀市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 文化芸術の推進に係る重要事項に関すること。

■教育委員会、関係各課からの意見聴取

文化芸術基本法第7条2第2項(*2)の規定に基づき、教育委員会からの意見聴取を行います。また、関係各課からのヒアリング調査を実施します。

(*2) 文化芸術基本法第7条2第2項（抜粋）

特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

■市民アンケート調査の実施

市民の意見や考え方を反映するための基礎調査を行います。「丸亀市文化芸術基本計画に関するアンケート」等の調査結果を、審議会における議論の資料とし、本市の文化芸術の現状や今後の方向性といったニーズを把握するために活用します。

■パブリックコメントの実施

市民からの幅広い意見の集約を図るため、パブリックコメントを実施します。

第5節 対象となる文化の範囲

国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」では、文化を「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体」と捉えており、文化の範囲は多岐にわたります。

そこで、本計画で指す文化の範囲については、国の「文化芸術基本法」第8条から第14条までを参考に下の区分とします。

■文化芸術基本法を参考にした文化の分野区分

芸術	●文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	●映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	●雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	●講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化 国民娯楽及び 出版物等	●生活文化（茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化） ●国民娯楽（囲碁、将棋その他国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文化財等	●有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文化芸術の振興	●各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援 ●地域固有の伝統芸能、民俗芸能